平成２９年（フ）第４０号
青森県八戸市大字市川町字桔梗野上19番地259
破産者　豊原　　聡
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２４３号
秋田市飯島川端３丁目７番71号　ベラミマンション第Ⅰ　102号、前住所秋田市飯島長野本町３番78号　コーポシーハイルⅢＡ
破産者　加藤美穂子（旧姓安藤・高橋）
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２９２５号
横浜市戸塚区柏尾町1114番地１　ふじハイツＢ棟101号
破産者　江村　　健
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８０号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番11―406号
破産者　下平　　眞
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第１８１号
埼玉県富士見市鶴馬２丁目２番11―406号
破産者　下平　節子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第５４３号
静岡県榛原郡吉田町神戸3019番地
破産者　益田　紀子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８５０号
大阪市浪速区難波中３丁目７番17―1004号
破産者　村本　寛樹
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０３６号
大阪府高槻市三島江４丁目20番２号
破産者　山路　大道
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３７８号
大阪府茨木市上穂積２丁目２番17号　サンヴェールハイツ202号
破産者　平井多惠子
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３６２７号
大阪府門真市栄町９―13、開始決定時大阪市鶴見区浜３丁目４番20号
破産者　山室　吉充
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９２７号
大阪市生野区巽北１丁目15番20号
破産者　密原秀輝こと　朴　　秀輝
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２０号
大阪市大正区南恩加島３丁目15番23号　ジュネス佐藤　302号
破産者　岸本　淳二
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５１９０号
大阪府東大阪市南鴻池町２丁目12―22　藪田邦子方、住民票上の住所大阪府東大阪市鴻池町２丁目１番21号
破産者　利乃利こと　藪田　吉友
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５２５６号
大阪府大東市南新田１丁目24番103号
破産者　池下喜美代
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５３１６号
大阪府吹田市山田西１丁目23番Ａ11―917号
破産者　中西造園土木こと　中西　正己
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５０１号
大阪府茨木市春日３丁目２番８号
破産者　上田　佳雄
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５５１号
大阪府豊中市北条町１丁目36番１―310号
破産者　下地　宏明
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５７２７号
大阪市城東区蒲生１丁目12番10号　京橋アドバンス21　501号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山西１丁目38番９号（203）
破産者　田北　隆浩
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部